

J60335-2-J8(H14)

家庭用及びこれに類する電気機器の安全  
パート2：電子冷蔵庫の個別要求事項



## 家庭用及びこれに類する電気機器の安全

### パート 2：電子冷蔵庫の個別要求事項

#### 1. 適用範囲

パート 1 のこの項目を、下記と置き換える。

この規格は、家庭用及び類似の目的の定格電圧 250 V 以下のペルチエ素子を利用し、冷却又は加熱・保温する機能を有する可搬型の屋外用の機器の安全性を取り扱っている。

通常家庭での使用を意図しない機器であっても、商店及び他の敷地における素人による使用を意図した機器の様な、一般大衆への危険源となる機器も、この規格の適用範囲である。

注 1. この規格の適用範囲内にある機器の例は、電子冷温庫がある。

この規格では、可能な限り住居の中及び周囲で、すべての人が遭遇する機器に起因する共通的な危険性を取り扱っている。

注 2. この規格は、次のものには適用しない；

- 産業用のみを意図した機器；
- 腐食性又は爆発性の雰囲気（塵埃、蒸気又はガス）が存在するような特殊な状況にある場所での使用を意図した機器；
- 湯沸器（IEC60335-2-15）
- 屋内用電気冷蔵庫（IEC 60335-2-24）
- 自動販売機（IEC60335-2-75）

#### 2. 用語の定義

パート 1 のこの項目を、下記を除いて適用する。

##### 2.2.9 置換

通常動作： 電子冷温庫にあつては、庫内にも物を入れない。

#### 3. 一般要求事項

パート 1 のこの項目を適用する。

#### 4. 試験に関する共通条件

パート 1 のこの項目を、下記を除いて適用する。

##### 4.101

- 機器は、モーター駆動機器として試験される。

#### 5. 欠如

#### 6. 分類

パート 1 のこの項目を、下記を除いて適用する。

##### 6.2 追加：

機器は、IPX1 以上であること。

#### 7. 表示及び取扱説明

パート 1 のこの項目を、下記を除いて適用する。

##### 7.12.101 追加：

有害な水の進入に対する保護が IPX1、IPX2 及び IPX3 のものは、雨や水がかからない場所で使用する旨を取扱説明書に含んでいること。

**8．充電部への可触に対する保護**

パート1のこの項目を適用する。

**9．モーター駆動機器の始動**

パート1のこの項目は、適用しない。

**10．入力及び電流**

パート1のこの項目を適用する。

**11．温度上昇**

パート1のこの項目を適用する。

**12．欠如**

**13．運転時の漏洩電流及び耐電性**

パート1のこの項目を適用する。

**14．欠如**

**15．耐湿性**

パート1のこの項目は、下記を除いて適用する。

**15.2 追加：**

- 電子冷温庫にあつては、庫内の容積の 15 % に相当する食塩含有率が約 1 % の水を庫内に入れ、最も不利な状態となる様にして水をこぼす。

**16．漏洩電流及び耐電性**

パート1のこの項目を適用する。

**17．変圧器及び変圧器に接続した回路の過負荷保護**

パート1のこの項目を適用する。

**18．耐久性**

パート1のこの項目は、適用しない。

**19．異常運転**

パート1のこの項目は、下記を除いて適用する。

**19.101 追加：**

通気孔を有するものにあつては、それを塞いだ状態で定格電圧を印加し、定常状態に達するまで運転する。

**19.102 追加：**

温度調節器を有するものにあつては、その動作を拘束した状態で定格電圧を印加し、定常状態に達するまで運転する。

注1 温度調節器を2個以上有する機器は、一度に1個のみとする。

**20．安定性及び機械的危険**

パート1のこの項目を適用する。

## 21. 機械的強度

パート1のこの項目は、下記を除いて適用する。

### 21.101 追加：

機器は、過度の振動に対して悪影響があってはならない。

車等の振動により悪影響がある場所で使用されることを意図したものは、次の試験を行い、適否を判定する。

IEC 60068-2-6：「環境試験方法、パート2：試験 - 試験 Fc 及び指針：耐振試験（正弦波）」に基づくスイープによる耐振試験を行う。

機器を通常の使用姿勢で、外郭の回りを革ひもにより振動試験機に固定すること。振動の種類は正弦波で、方向は垂直とし、試験内容は下記のとおりとする。

- 試験時間 30分
- 振幅 0.35 mm
- 振動周波数 10Hz、55Hz、10Hz
- 掃引速度（率）1分間に約1オクターブ

試験後、機器は、当規格に適合しなくなるような損傷があってはならない。特に、8.1、15.1、及び 29.1 に適合しなくなるような損傷が生じてはならない。疑義を生じた場合には、付加絶縁又は強化絶縁について、16.3 に規定した耐電圧試験を行う。

## 22. 構造

パート1のこの項目を適用する。

## 23. 内部配線

パート1のこの項目を適用する。

## 24. 部品

パート1のこの項目を適用する。

## 25. 電源接続及び外部可撓コード

パート1のこの項目を適用する。

## 26. 外部電線用端子

パート1のこの項目を適用する。

## 27. アース接続

パート1のこの項目を適用する。

## 28. ねじ及び接続

パート1のこの項目を適用する。

## 29. 沿面距離、空間距離及び通し絶縁距離

パート1のこの項目を適用する。

## 30. 耐熱性、耐火性及びトラッキング性

パート 1 のこの項目を適用する。

**31 . 耐腐食性**

パート 1 のこの項目を適用する。

**32 . エックス線放射、毒性その他これに類する危険性**

パート 1 のこの項目を適用する。

**附属書**

パート 1 のこの附属書は、下記の事項を除いて適用する。

**附属書 B**

**B.7.12 追加：**

注 - 環境に係る要求事項は、上記にかかわらず、国の法律に従う必要がある。